

◎新潟県告示第569号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県十日町地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年4月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（県営中山間地域総合整備事業 六箇地区（中条津換地区）確定測量）
- 2 作業期間 令和2年9月10日から令和3年2月19日まで
- 3 作業地域 十日町市丁 地内